

再生可能エネルギー発電設備の課税標準の特例の変更について

平成28年度税制改正により、太陽光発電設備などの再生可能エネルギー発電設備に関する課税標準の特例の対象となる資産と特例割合が以下のとおり変更となります。

〔変更点〕

- ①太陽光発電設備については、再生可能エネルギーの固定価格買取制度の認定を受けて取得された発電設備が、特例の対象となる資産から除外され、固定価格買取制度の対象外の発電設備(再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金を受けているものに限ります)が対象となります。
- ②水力発電設備、地熱発電設備、バイオマス発電設備については、特例割合が変更になります。

改正前

1.取得時期
平成24年5月29日から平成28年3月31日

改正後

1.取得時期
平成28年4月1日から平成30年3月31日

2.特例対象資産と特例率

特例対象資産		特例率	→	特例対象資産		特例率
太陽光発電設備	認定発電設備	2/3		対象設備の変更	太陽光発電設備	認定発電設備
	認定発電設備対象外設備	-	認定発電設備対象外設備+再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金			2/3
			認定発電設備対象外設備	-		
風力発電設備	認定発電設備	2/3	→	風力発電設備	認定発電設備	2/3
水力発電設備	認定発電設備	2/3		水力発電設備	認定発電設備	1/2
地熱発電設備	認定発電設備	2/3		地熱発電設備	認定発電設備	1/2
バイオマス発電設備	認定発電設備	2/3		バイオマス発電設備	認定発電設備(発電出力2万kW未満)	1/2

※住宅等太陽光発電設備(低圧かつ10kW未満)を除く

3.適用期間

新たに固定資産税が課されることとなった年度から3年度分(変更なし)

※認定発電設備とは経済産業省による「再生可能エネルギー固定価格買取制度」の認定を受けて取得された再生可能エネルギー発電設備(電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に規定する認定発電設備)

再生可能エネルギー固定価格買取制度について詳しくは、経済産業省資源エネルギー庁のホームページをご覧ください。